

香川県条例第26号

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) その者が、次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>ア <u>特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として知事が定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p> <p>11 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)・(3) 略</u></p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手</p>

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

附 則

30 略

31 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第10項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

まで	まで及び附則第5条
イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの</u>	イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの</u>
	ウ <u>特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事</u>

当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

附 則

30 略

が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第8条第10項（第2号に係る部分に限り、改正後の附則第31項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職した職員であって香川県職員退職手当条例第8条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職した職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する改正後の第8条第11項（第5号に係る部分に限り、香川県職員退職手当条例第8条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職した職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。